

文化財登録制度の導入に係る「群馬県文化財保護条例施行規則」並びに「指定等の基準」の一部を改正する案の概要

1 規則及び指定等基準改正の目的

群馬県内に存する文化財の登録制度を導入するために「群馬県文化財保護条例施行規則」並びに「指定等の基準」の一部を改正する。

* 文化財の登録制度

- ・文化財保護の中心である指定制度を補い、より多くの文化財の保護を図る。
- ・活用しつつ次の世代に継承するため、指定制度よりも緩やかな規制とし、所有者の意思を尊重しつつ自発的な保護を図る。

※令和3年の文化財保護法の一部改正により、文化財保護法上の制度として地方公共団体による文化財登録制度が位置付けられた。

2 主な改正点

文化財の種類（有形文化財・無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財・記念物）ごとに、登録や登録後の管理に関する手続き及び様式並びに登録の基準を規定する。

○文化財の登録や管理に関する手続き（「群馬県文化財保護条例施行規則」）

- ・登録の申請【申請書】
- ・所有者等の同意【同意書】
- ・管理【所有者変更届、滅失・き損等届、所在場所変更届、現状変更等届】

○登録の基準（「指定等の基準」）

文化財ごとに登録基準を新たに規定

- ・有形文化財・・・①建造物以外の有形文化財、②有形文化財（建造物）
- ・無形文化財・・・①芸能関係、②工芸技術関係、③生活文化関係
（※無形文化財を登録し、無形文化財の保持者又は保持団体を認定する。）
- ・民俗文化財・・・①有形民俗、②無形民俗
- ・記念物・・・・①遺跡関係、②名勝地関係、③動物、植物及び地質鉱物関係

3 施行期日（予定）

令和6年4月1日